

シン・企業年金レポート

2025年11月27日

団体年金事業部

<谷内教授のシン・企業年金レポート：第20回>

確定給付企業年金の運用等の見える化について

— 事務連絡の発出を受けて —

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第20回目では、年金制度改正における企業年金の「見える化」に係る議論の変遷を概観するとともに、令和7年11月14日に発出された事務連絡による確定給付企業年金の各種報告書類の様式変更について解説します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

確定給付企業年金の運用等の見える化について

— 事務連絡の発出を受けて —

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | |
|---------------------------|
| 1 はじめに |
| 2 企業年金の「見える化」に係る議論の変遷 |
| 3 確定給付企業年金における各種報告書類の様式変更 |
| 4 おわりに |

1. はじめに

2025年11月14日、厚生労働省年金局企業年金・個人年金課より「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」（令和7年11月14日事務連絡、以下「事務連絡」）が発出された。これは、年金制度改革法（社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号、以下「改正法」）の規定に基づく企業年金の運用等の情報開示を行う前提として、確定給付企業年金の事業報告書および決算に関する報告書（決算報告書）の取扱いの予定について通知したものである。本稿では、今般の年金制度改革における企業年金の「見える化」に係る議論の変遷を概観するとともに、今般の事務連絡による確定給付企業年金の各種報告書類の様式変更について解説する。

なお、本稿の記載内容は、前出の事務連絡および2025年10月7日に開催された「第1回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」（以下「懇談会」）の資料に基づく。また、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 企業年金の「見える化」に係る議論の変遷

(1) 社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の経緯

筆者の知る限り、私的年金（企業年金・個人年金）の政策議論において「見える化」という用語が最初に用いられたのは、第9回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2019年11月8日開催）の場であった。企業年金のガバナンスの確保のための施策の一つとして加入者への情報開示が取り上げられた際に、個々人が加入しているあらゆる年金制度の現状および将来の見通しを全体として「見える化」する事例や、イギリスにおける「見える化」の取組として年金ダッシュボード（Pension Dashboard）の開発について紹介された¹。同年末に取りまとめられた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」（2019年12月25日公表、以下「議論の整理2019」）でも、個々人の実態に応じて将来設計を考える上で「見える化」が重要であると明記された²。

ところが、内閣官房の下に設置された新しい資本主義実現会議／資産運用立国分科会が策定した「資産運用立国実現プラン」（2023年12月13日）では、確定給付企業年金および企業型確定拠出年金の双方に対し、資産運用に関して他社との比較が可能な情報開示を「見える化（情報開示）」と称した³。資産運用立国実現プランに端を発した議論の流れを受けて、「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」（2024年12月27日公表、以下「議論の整理2024」）では、加入者のための企業年金の運用の見える化について、①毎事業年度の各種報告書類の報告項目をベースとすること⁴、②前出①の報告項目を厚生労働省が情報集約して一般に公開すること、③他社との比較・分析が行えるよう制度・事業主・規約・運営管理機関等の別に名称が分かる形で公表すること、④報告書の提出をオンライン化すること、等の方針が打ち出され⁵、当該方針は改正法の規定にも反映された⁶。

このように、私的年金における「見える化」という用語は、当初は公的年金や私的年金の将来の受給見込額を一元的に把握・管理するという意味合いで用いられていたものが、2023年以降は、資産運用における他社との比較・分析が

¹ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2019a）pp. 62-64

² 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2019b）p. 19

³ 新しい資本主義実現会議資産運用立国分科会（2023）pp. 6-7

⁴ 確定給付企業年金では事業報告書および決算報告書、企業型確定拠出年金では事業主報告書および確定拠出年金運営管理機関業務報告書等を想定している。

⁵ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024）p. 14

⁶ 改正法第28条に基づく改正後の確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第100条第4項および改正法第29条に基づく改正後の確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第50条第2項。

可能な情報開示という意味合いが強まりつつあり、「見える化」の意味合いはその柔らかな語感とは対照的に近年混沌としつつある。

(2) 「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」における議論の経緯

2025年10月、厚生労働省年金局長の私的諮問機関として「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」が設置され、同月7日に第1回会合が開催された。第1回会合では、企業年金の運用等の見える化（情報開示）について、開示項目および開示対象要件の2点が主に検討された。

確定給付企業年金における開示項目案は図表1の通りである。大項目として、①基本情報、②制度設計、③給付実績、④財政状況、⑤資産運用状況、の5つが掲げられており、④以外では新規報告事項が追加される見込みである。開示対象要件は、①は全ての確定給付企業年金を開示対象とするものの、②～⑤は加入者数100人以上または資産額10億円以上の確定給付企業年金が対象となる。また、規模要件を満たしていても対象者が10人未満の項目については、個人情報保護の観点から非開示とする方針が示されている。

第1回会合では、開示項目のうち掛金・給付に関する事項について、「労使合意に基づき水準を決めており一律の開示は適切ではない」「基本的な情報であり加入者目線に立てば開示は必要」など賛否が分かれた。

図表1 確定給付企業年金における開示項目案

大項目	小項目	備考
1 基本情報	基金名・事業所名、 <u>設立・実施形態</u> 、 <u>制度開始月</u> 、実施事業所数、加入者数	
2 制度設計	年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計、予定利率、 <u>他制度掛金相当額</u>	<u>年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計は、選択式での報告とするよう様式を変更</u>
3 給付実績	給付の件数(<u>新規裁定件数</u> 含む)、給付総額	老齢年金、老齢一時金、脱退一時金の別
4 財政状況	積立状況 (積立金、責任準備金、最低積立基準額)	責任準備金、最低積立基準額に対する積立金の率を含む
	掛金拠出状況(標準掛金、特別掛金等)、成熟度	成熟度は、給付額÷掛金額による
5 資産運用状況	運用方針 (<u>運用の基本方針</u> 、期待収益率、リスク)	運用の基本方針は、事業報告書の添付資料とする
	資産構成割合(国内外の株式・債券、一般勘定、短期資産、その他資産)、自家運用の有無、運用実績(報酬控除前後の運用利回り)	運用実績は、単年度および5年平均
	実施体制(総幹事会社名、資産運用委員会の設置の有無、 <u>専門性の確保・向上の取組</u> 、運用コンサルタント会社の活用の有無)	

※ 青文字・下線は新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したもの。
(出所) 企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会(2025) p.3を基に筆者作成

3. 確定給付企業年金における各種報告書類の様式変更

冒頭で述べた通り、懇談会での議論を受けて、確定給付企業年金の事業報告書および決算報告書の様式および提出方法の見直し予定を明記した事務連絡が2025年11月14日付で発出された。今般の事務連絡で示された主な様式変更箇所は、図表2の通りである。全般的には、懇談会で提示された開示項目案に沿った変更内容となっている。

図表2 今般の事務連絡における様式変更

様式	変更内容	備考
様式 C6-7-1 事業報告書	<表紙> ①「制度開始年月日」の追加 ②「実施形態(総合型以外 or 総合型)」の追加 ③「区分(リスク分担型企業年金以外 or リスク分担型企業年金)」の追加	「リスク分担型企業年金以外」と「リスク分担型企業年金」で様式を分離
	<給付状況> ①「新規裁定件数」の追加 ②「新規裁定金額」の追加	老齢・障害・遺族給付について記載
	<掛金拠出状況> ・「他制度掛金相当額」の追加	算定区分が複数ある場合は区分数および区分名を記載
	<資産運用状況> ①「運用区分数・名称」の追加 ②政策的資産構成割合の「策定日」欄の変更 ・「運用担当者等の状況」の追加 ③ 専門資格の有無(および資格名) ④ 研修受講の有無(および研修名) ⑤ 実務経験3年以上の有無 ⑥「運用機関等の採用社数」の追加	未策定の場合の記載欄を削除
	<別紙> ・「実施事業所一覧」の追加	実施事業所が2以上ある場合に添付
様式 C6-ウ 給付設計に関する報告書	・ 選択式での報告 ・ 選択肢の精緻化(法令に則した内容に細分化)	
様式 C7 決算報告書	<C7-7~キ> ・ 各項目における「備考」欄の追加 <C7-ク 貸借対照表> ・ 資産勘定科目に「投資」「未収収益」を追加	
様式 E2 事業・決算報告書 (閉鎖型受託保証型 DB)	①「新規裁定件数」の追加 ②「新規裁定金額」の追加	老齢・障害・遺族給付について記載
様式 E4 事業・決算報告書 (受託保証型 DB)	①「新規裁定件数」の追加 ②「新規裁定金額」の追加 ③「他制度掛金相当額」の追加	老齢・障害・遺族給付について記載 算定区分が複数ある場合は区分数および区分名を記載
様式 C2-1-ウ 給付の設計の基礎を示した書類	・ 選択式での報告 ・ 選択肢の精緻化(法令に則した内容に細分化)	C6-ウ(給付設計に関する報告書)と同内容

※1 青文字は懇談会で示された新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したものの。

※2 赤文字は事務連絡で新たに判明した報告事項。

(出所) 事務連絡を基に筆者作成

今般の運用の見える化における新規報告事項として最も注目された「運用責任者または運用担当者の専門性の確保・取組の向上」に係る開示項目は、事業報告書の「5. 資産運用状況」に「(2) 運用担当者等の状況」が新たに追加され、①専門資格の有無、②研修受講の有無、③実務経験 3 年以上の有無、の 3 点を報告することとされた。①の欄では管理運用業務に関連する資格の有無を選択（有の場合は具体的な資格名を記入）、②の欄では企業年金連合会等が実施する管理運用業務の遂行に資する研修の受講歴の有無を選択（有の場合は研修の具体的な名称を記入）、③の欄では年金資産運用に関する実務経験（政策的資産構成割合の決定に従事もしくは関与する経験等）の有無を選択することとされた。

また、今後の各種報告書類の提出は、厚生労働省が開発するオンライン提出のための新システム（企業年金総合情報管理システム）を利用することとなるため、今般の事務連絡では、CSV 形式のファイルのデータレイアウト案も提示されている。オンライン提出は、2027 年 6 月 1 日以降を決算日とする確定給付企業年金から適用する方針が示されている。

確定給付企業年金における開示内容は、年明けに懇談会の第 2 回会合を開催のうへ、今年度中の確定を目指している⁷。開示内容の正式な変更は、各種報告書類の様式を規定している承認認可基準通知（確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 03 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号））の改正により行われる予定である。

4. おわりに

本稿では、今般発出された事務連絡による確定給付企業年金の各種報告書類の様式変更について、企業年金の「見える化」に係る議論の変遷を踏まえて解説した。企業年金における「見える化」の対象は、「議論の整理 2024」が取りまとめられた時点ではもっぱら資産運用状況の情報開示を志向していたと目されていたこともあり、今般の懇談会での検討が財政運営関連（掛金・給付等）項目にも及んでいることについては唐突に感じている関係者も少なくないと推察する。しかし、「議論の整理 2024」では拠出や給付の見える化についても引き続き検討を行っていくべきと明記されているほか⁸、今般の見える化の検討対象が資産運用以外にも及んでいることは懇談会の正式名称（企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会）からもうかがえる。開示項目が

⁷ 企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会（2025）p. 7

⁸ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024）pp. 15-16

事業報告書・決算報告書の報告項目をベースとしており、かつ既存の取組（加入者等への業務概況の周知等）の延長線上で検討されている状況を踏まえると、掛金や給付に関する項目のみを非開示とすることについては難しいのではないかと筆者は考える。

最後に、今般の企業年金の見える化は、確定給付企業年金だけでなく企業型確定拠出年金も対象である。しかし、企業型確定拠出年金における開示項目および開示対象要件については、今般の確定給付企業年金と同様の事務連絡の発出が想定されることから、稿を改めて解説することとしたい。

<参考文献>

企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会（2025）「企業年金の加入者のための運用等の見える化」第1回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会（2025年10月7日開催）資料1

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001575025.pdf>

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2019a）「制度の普及等に向けた改善について（参考資料）」第9回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2019年11月8日開催）参考資料1

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000565182.pdf>

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2019b）「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」2019年12月25日公表

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000581021.pdf>

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024）「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」2024年12月27日公表

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000581021.pdf>

「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」（2025（令和7）年11月14日事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251119T0030.pdf>